

横浜市鶴見川漕艇場利用規程

制 定 平成19年4月1日

最近改正 令和2年4月1日

(目的)

第1条 水に親しむ市民利用施設として、市民の健全な体力づくりと市民スポーツの振興に寄与するために、横浜市鶴見川漕艇場（以下「漕艇場」という。）の利用等について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用時間)

第2条 漕艇場の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 4月1日から9月15日まで

午前9時00分から午後5時30分まで

(2) 前号に定める期間以外の期間 午前9時00分から午後4時00分まで

2 利用受付は、利用時間終了の1時間前までとする。また、4月1日から9月15日までの期間において、午後4時00分以降の利用がない場合は、午後4時00分までを利用時間とする。

3 公益財団法人横浜市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、利用時間を変更することができる。

(休場日)

第3条 漕艇場の休場日は、施設点検日（原則第3月曜日、祝日の場合は翌日）及び年末年始（12月28日から1月4日まで）とする。

2 会長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休場日に開場し、又は休場日以外に休場することができる。

(利用の承認)

第4条 漕艇場を利用する者は、会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認に漕艇場の管理上必要な条件を付けることができる。

3 会長は、漕艇場の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を承認しないものとする。

(1) 漕艇場における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) 漕艇場の設置の目的に反するとき。

(3) 漕艇場の利用に係る諸規定に反する場合。

(4) 漕艇場の管理上支障がある場合。

(5) 暴力団対策法または神奈川県暴力団排除条例において定める禁止事項に該当する場合。

(6) その他会長が承認しないことが必要と認める場合。

(利用の申請)

第5条 前条第1項の規定により漕艇場の利用の承認を受けようとする者は、利用申請書を会長に提出しなければならない。

2 前項の利用申請書の受付は、次のとおりとする。ただし、会長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 漕艇場に艇を保管する場合 利用開始希望月の3ヶ月前の1日から1ヶ月前の15日まで
- (2) 保管艇及び貸与艇を利用する場合 利用しようとする日の2ヶ月前から前日まで
- (3) その他の施設等を利用する場合 利用しようとする日の2ヶ月前から前日まで
- (4) 漕艇場は、前項の規定により提出された利用申請書は、各利用の単位に係る申請ごとに先着順で受付けるものとする。

なお第2号及び第3号において当日に空きがある場合は、当日利用申請ができるものとする。

(利用承認の取消し等)

第6条 会長は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の規定による承認を取り消し、又は漕艇場の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第4条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この規程に違反したとき。
- (3) この規程に基づく承認の条件に違反したとき。

(利用料金)

第7条 利用者は、漕艇場の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表のとおりとする。
- 3 利用料金は前納とする。ただし、次に該当する場合は後納することができる。
 - (1) 国及び地方公共団体が利用する場合
 - (2) 漕艇場で精算が必要な場合
 - (3) その他会長が特に必要があると認めたもの

(利用料金の減免)

第8条 会長は、必要があると認める場合は、利用者の申請により利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- 2 会長が必要と認め、利用料金の全部又は一部を免除することができる場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
 - (1) 横浜市市民局が主催又は共催する事業に利用する場合 利用料金の全額
 - (2) 地方公共団体が主催又は共催する事業に利用する場合 利用料金の半額
 - (3) 公益財団法人横浜市スポーツ協会が主催又は共催する事業に利用する場合 利用料金の全額
 - (4) 横浜市市民局又は公益財団法人横浜市スポーツ協会が後援する事業に利用する場合 利用料金の半額
 - (5) 学校の長が小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは特別支援学校の高等部の児童若しくは生徒又は各種学校の小学校若しくは中学校に相当する課程に在学する者の正規の教課のために使用する場合 利用料金の半額
 - (6) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業のために使用する場合 利用料金の全額

- (7) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は介護を要する65歳以上の者及びこれらの者の介護者が利用する場合 利用料金の半額
- (8) その他会長が特に必要があると認める場合 その都度会長が定める額

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により漕艇場の施設、設備及び土地の形状等を滅失損傷させた者は、会長の指示に従い原状回復又は損害賠償をしなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年5月1日から施行する

附 則

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する